本号で公布された法令のあらまし

◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二九〇号）（内閣府本府）

住宅金融業務に係る貸付資金の範囲等の見直し

(一)　沖縄において、子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。(二)において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅又は賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとした。（第一条の三第一項第二号関係）

(二)　沖縄において、子どもを育成する家庭又は高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことのある建築物の改良に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとした。（第一条の三第一項第四号関係）

(三)　災害により、人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。）が滅失し、又は損傷した場合において、沖縄において、当該滅失し若しくは損傷した家屋に代わるべき家屋又は当該損傷した家屋（以下「災害復興住宅」という。）の建設、購入、補修等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとした。（第一条の三第一項第五号関係）

(四)　沖縄において、次の(1)から(5)までに掲げる場合において、移転を行う住宅部分を有する家屋（以下「住宅家屋」という。）又は除却を行う住宅家屋に代わるべき家屋（以下「地すべり等関連住宅」という。）の移転、購入、建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとした。（第一条の三第一項第六号関係）

(1)　住宅家屋について建築基準法（昭和二五年法律第二〇一号）第一〇条第一項又は第三項の規定による移転又は除却の勧告又は命令を受けた場合

(2)　地すべり等防止法（昭和三三年法律第三〇号）第二四条第一項に規定する関連事業計画に住宅家屋の移転又は除却に関する事項が記載されている場合

(3)　住宅家屋について密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四九号）第一三条第一項の規定による除却の勧告を受けた場合

(4)　住宅家屋について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成一二年法律第五七号）第二六条第一項の規定による移転又は除却の勧告を受けた場合

(5)　(1)から(4)までに掲げる場合のほか、次に掲げる場合であって主務省令で定めるとき。

イ　住宅家屋が保安上危険であり、又は衛生上有害である場合

ロ　住宅家屋が災害により滅失し、又は損傷するおそれがある場合

(五)　住宅家屋の用に供する土地について、次の(1)から(3)までに掲げる法律の規定による勧告又は命令に基づき、沖縄において当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとした。（第一条の三第一項第七号関係）

(1)　建築基準法第一〇条第一項又は第三項

(2)　宅地造成等規制法（昭和三六年法律第一九一号）第一六条第二項、第一七条第一項若しくは第二項、第二一条第二項又は第二二条第一項若しくは第二項

(3)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四四年法律第五七号）第九条第三項又は第一〇条第一項若しくは第二項

(六)　沖縄において、耐火建築物等（建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物又は同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。）のうち、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与するものとして主務省令で定めるもので、相当の住宅部分を有するもの（以下「合理的土地利用耐火建築物等」という。）の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとした。（第一条の三第一項第八号関係）

2　業務の委託の見直し（第五条関係）

(一)　住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の建設、購入又は改良に必要な資金の貸付けに係るこれらの構造方法に係る構造計算についての審査を、建築基準法第七七条の三五の五第一項に規定する指定構造計算適合判定機関である法人に委託することができることとした。

(二)　債権管理回収業に関する特別措置法（平成一〇年法律第一二六号）第二条第三項に規定する債権回収会社に委託することができる業務として、貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務を追加することとした。

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　施行期日

この政令は、令和三年一一月一日から施行することとした。

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九一号）（個人情報保護委員会）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年一月一日とし、同条第四号に掲げる規定（同法第一七条、第三五条、第四四条及び第五八条並びに附則第五条、第六条、第一三条、第一九条、第二四条、第二九条（住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第三〇条の一五第三項の改正規定を除く。）、第三〇条及び第四四条（不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）第七八条第三号の改正規定及び同法第八一条第八号の改正規定に限る。）の規定を除く。）の施行期日は令和四年四月一日とすることとした。

◇個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（政令第二九二号）（個人情報保護委員会）

個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　警察庁及び検察庁は個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する「行政機関」に該当するものとした。

2　行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものは個人情報保護法第六〇条第四項に規定する「行政機関等匿名加工情報ファイル」に該当するものとした。

3　警察庁等にあっては、警察庁長官等は個人情報保護法第六三条に規定する「行政機関の長」に該当するものとした。

4　個人情報保護法別表第二に掲げる法人が法令に基づき行う業務のうち、個人情報の取扱いについて、行政機関の長等が講じなければならない安全管理措置に関する規定を準用する業務を規定するものとした。

5　行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときにあらかじめ個人情報保護委員会に対して通知しなければならない事項として個人情報ファイルの保有開始の予定年月日等を定めるとともに、通知を要しない個人情報ファイルについて定めるものとした。

6　行政機関の長等が個人情報ファイルを保有するに至ったときに行う個人情報ファイル簿の作成及び公表の方法等を定めるとともに、作成及び公表を要しない個人情報ファイルについて定めるものとした。

7　開示請求をする者が行政機関の長等に対して提示し、又は提出しなければならない書類を定めるものとした。

8　開示請求書に求める開示の実施の方法等を記載することができるものとした。

9　行政機関の長等は、開示決定の際に、開示請求者に対して、開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法等を通知しなければならないものとした。